

調布都市計画公園の変更原案に関する 公告・縦覧と意見書の提出について

●内容

都営狛江アパートの建て替えを契機として、公園の機能再編・再整備を進めるため、都営狛江アパートの区域内に設置されている都市計画公園である藤塚第一・第二・第三公園を廃止し、一つの公園に集約する予定です。

この度、都市計画変更原案を取りまとめましたので、都市計画法第16条第1項の規定に基づく狛江市都市計画に関する公聴会運営規則第10条及び第11条により、公告・縦覧及び意見書の受付を行います。

原案の公告日	: 令和8年8月31日(月)
原案の縦覧期間	: 令和8年9月1日(火)～9月14日(月)
原案の縦覧場所	: 狛江市まちづくり推進課(狛江市役所5階・午前8時30分から午後5時まで)及び市ホームページ
意見書の提出期間	: 令和8年9月1日(火)～9月24日(木)(消印有効)
意見書の提出先	: 狛江市まちづくり推進課

●意見書を提出できる方

意見を提出できる方は以下の対象者となります。

・狛江市の住民及び利害関係人

※利害関係人とは、狛江市に在住、在勤、在学の方及び狛江市の土地所有者等です。

●意見書のご提出方法

以下のいずれかの方法で、ご提出ください。

・狛江市まちづくり推進課(狛江市役所5階)へ持参、郵送、ファックス又はメール

郵 送 : 〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

FAX : 03-3430-6870

メール : ゼロイチtokeit01@city.komae.lg.jp (※全て半角)

意見を提出される方は、以下の各号に掲げる事項を記載しご提出してください。

なお、意見書の書式は自由ですが、参考として市ホームページに様式を掲載していますのでご活用ください。

- (1) 提出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)
- (2) 住所(法人の場合は所在地)
- (3) 電話番号
- (4) 利害関係(狛江市民以外の場合)
- (5) 都市計画の名称(※意見書任意様式には記載済み)
- (6) 意見及びその理由